

# 柏崎民商会報

18年5月7日

〒九四五〇八二二  
新潟県柏崎市穂波町十三番二十二号  
TEL(〇二五七)一三三一九九七(代)  
FAX(〇二五七)一三三一九三〇七

## 県労働局とマイナンバー問題で交渉

### 記載がなくとも受理する



「『5月以降、マイナンバーが必要な届出等にマイナンバーの記載・添付がない場合は、返戻します』

参加しました。

参加した5人は消費税の「換価の猶予」申請。業種は、サービス業が1人、建築関連業が1人、飲食業が3人になります。4人の会員さんが申請書を受理させましたが、1人の会員さんは不備があり、再提出になりました。

今、消費税の振替納税をする会員さんへ「振替納税のお知らせ」というハガキが郵送され、『振替日当日の預貯金残高にご注意ください』と滞納対策を強めています。それは、すべての国税の滞納額の60%が消費税の滞納額のため。

この問題で、県連は、4月23日に県労働局と交渉。交渉には、柏崎民商を含め5民商から役員・事務局が8人参加。労働局は職業安定課の地方雇用保険監察官と雇用保険係長が対応。交渉では、厚生労働省が「雇用保険加入事業所の事業主の皆様へ」の最新のチラシ（ウラ面のチラシ）を確認。チラシの最後に『本人からマイナンバーの提供を拒否された場合の取扱いについて』は『個人番号の記載がないことをもって、ハローワークが雇用保険手続きの届出を受理しないということはありません』とあります。

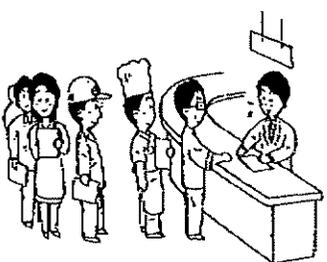
翌日の24日に、武井局長がハローワーク柏崎へ交渉申し入れの相談。担当した雇用保険給付調査官は最新のチラシを受け取り、少し困惑した様子でした。

## 4月25日に税務署へ

### 5名が消費税分納集団申請を行う

民商は、今年で4年目になる消費税の分納集団申請を4月25日に行い、5人の会員さんが

「換価の猶予」申請は、納付期限から6ヶ月以内の所得税と消費税が対象です。間に合いますので、分納希望者は事務所に問い合わせ下さい。



## 4月23日に今年度の

### 第1回パソコン会計教室開催

今年度第1回目の教室を開催し、5人が参加。今年で3年目になる30代の二世さんは、「まとめ入力」は大変と今年は第1回目から参加して奮闘しています。



## 6月の弁護士無料法律相談は15日

毎月好評な相談会。5月9日の相談会も4人の予約があります。どんな些細なことでも相談できます。相談希望者は事務所へ連絡下さい。

